

交通課だより

No. 8

令和8年8月
平戸警察署
交通課
Tel 0950-22-3110

～平戸市川内町付近にお住まいの皆様へ～

※押ボタン信号機及び横断歩道の廃止※

現在、全国警察では交通流等の変化に伴い、交通規制の見直しを実施しているところであり、長崎県下においても、随時、交通情勢に合わせた交通規制の見直しを実施しています。

そのため、**川内町中野漁港直売所(川内バス停)付近**に実施されている、**押ボタン信号機**及び**横断歩道**の交通規制について、

- ・信号機の利用頻度が低く、同所での横断需要が認められない
- ・横断歩道が隣接している(約70mの間に2つの横断歩道)
- ・廃止箇所の横断歩道より、鄭成功門前の横断歩道での横断需要が認められる(観光箇所直近の横断歩道を残す)
- ・交通量等の観点から、信号機がなくとも安全な横断が可能である

などの理由から、下記図面のとおりの押ボタン信号機及び横断歩道の交通規制を廃止します。

同交通規制の廃止について、ご理解ご了承をお願い申し上げます。

廃止時期は、本年度中(冬頃)の予定です。(詳細未定)

廃止箇所図



廃止箇所写真



長崎県警では**横断歩道の利用**及び**横断時の手のひら運動**を推進しています。

道路を横断される際は、横断歩道を利用し、右手もしくは左手を挙げ、運転者への横断することの意思表示や左右の安全確認をよろしくお願いします。

交通規制に関するご意見・ご要望等は
平戸警察署交通課

Tel 0950-22-3110(内線415ほか)

にお知らせください。